

【スマホ決済アプリによる納付に関するQ&A】 (PayPay版)

No.1	一般的事項
Q	PayPayとは。(利用方法等)
A	<p>スマホ決済アプリです。AppStore、GooglePlayからアプリをダウンロードし、銀行口座やクレジットカードを登録して、電子マネーをチャージします。そのうえで、納税通知書等に印刷されたバーコード情報をスマートフォンのカメラで読み取り、税目や税額を確認し、電子マネーで支払い情報を決済して納付が完了となります。詳しい情報は、PayPayのホームページ(https://paypay.ne.jp/) (外部サイトへリンク)をご確認ください。</p>

No.2	電子マネーのチャージ方法
Q	PayPayの電子マネーをチャージする方法は。
A	<p>銀行口座、現金(セブン銀行 ATM の利用)、ヤフーカード、ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払いなどでチャージできます。詳しい情報は、PayPayの専用ページ(https://paypay.ne.jp/guide/charge/) (外部サイトへリンク)をご確認ください。</p>

No.3	電子マネーのチャージ限度額
Q	PayPayの電子マネーのチャージ限度額は。
A	<p>○銀行口座、現金(セブン銀行 ATM の利用) 過去 24 時間以内:50 万円、過去 30 日間以内:300 万円</p> <p>○ヤフーカード(本人認証サービス(3D セキュア)設定済みの場合)) 過去 24 時間以内:2万円、過去 30 日間以内:5万円</p> <p>○ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い 過去 24 時間以内:2万円、過去 30 日間以内:5万円</p> <p>※ ソフトバンク・ワイモバイル側で別途設定されている上限金額を超える場合はチャージできません。</p> <p>詳しい情報は、PayPayの専用ページ(https://paypay.ne.jp/guide/charge/) (外部サイトへリンク)をご確認ください。</p>

No.4	対象税目及び利用可能額
Q	PayPayでの納付が可能な税目及び利用が可能な税額を教えてください。
A	<p>スマホ納付ができる税目は、以下のとおりです。</p> <p>自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税</p> <p>コンビニ収納と同様に金額が30万円を超える税額のものには利用できません。</p>

No.5	利用するために準備するもの
Q	PayPayを利用するために準備するものは？。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン ・「PayPay」アプリ(スマートフォンにダウンロードしてください) ・支払う税額以上の電子マネー残高(「PayPay」アプリにチャージしてください) ・コンビニ対応のバーコード情報が印字されている熊本県が発行した納付書

No.6	納税義務者と家族分の納付
Q	家族名義の県税(自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税)をスマホで納付(支払うことは)できますか。
A	<p>どなたの名義分でも、1件ごとにスマホカメラでバーコード情報を読み取り、アプリの電子マネーで、納付することができます。</p>

No.7	利用限度額
Q	支払うことができる税額の上限はありますか。
A	<p>1件あたりの税額の上限額は30万円以下で、次の税目(自動車税種別割・個人事業税・不動産取得税)は利用することができます。また、PayPayアプリの利用限度額は、24H以内は50万円、過去30日間以内は200万円となります。</p> <p>【注】1件あたりの納付税額が30万円を超える納付書には、バーコード情報の印字がされていません。</p>

No.8	利用可能時間帯等
Q	利用できない時間帯はありますか。
A	平日、休日問わず、原則 24 時間利用できます。(スマートフォン通信会社やアプリのメンテナンス等で接続できない場合もあります。)

No.9	県の窓口での電子マネーによる納付
Q	県の窓口で電子マネーを使って納付はできますか。
A	県の窓口で電子マネーによる納付はできません。ご自身で、納付書等のバーコード情報をスマートフォンカメラで読み込むことで、県税の情報を取得し、電子マネーによる決済をしていただく必要があります。

No.10	納期限後の利用
Q	納期限(納付期限)が過ぎた納税通知書でも支払手続は可能ですか。
A	バーコード印刷のある納税通知書に記載されている納期限後は、ご利用できません。金融機関又は県税窓口において現金で納付して下さい。(再発行した納付書であれば、コンビニと同様にその年度内は、納期限が過ぎた納付書でも納付が可能です。)

No.11	納付書紛失時再発行
Q	納税通知書を紛失し、(納付書を)再発行してもらったのですが、スマホ納付は利用できますか。
A	基本的にはコンビニで利用可能なバーコード情報をスマホカメラで読み込むことができれば利用可能です。読み込んでも税額等の情報が出力されない場合等は、利用できませんので金融機関や窓口にて納付をお願いします。

No.12	車検用の納税証明
Q	車検用の納税証明書は送ってもらえますか。
A	車検用の納税証明書の送付は行いませんのでご了承ください。(車検時に運輸支局において、自動車税の納付情報を確認できるようになり、納税証明書の提示が省略できるようになったため、納税証明書は送付いたしません。)

No.13	納付日
Q	納付日はいつになるのですか。
A	PayPayを利用し決済手続きが完了した時点が、納付日となります。(ただし、手続きをされてから、納税の確認まで最大2週間程度を要しますので、早急に納税証明書等が必要となる場合は、金融機関や県の窓口での納付をお願いします。)

No.14	領収書の発行
Q	領収証書は発行されますか。
A	熊本県から領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。アプリ内の取引履歴でご確認ください。領収証書の必要な方は、必ず金融機関や窓口で納付してください。

No.15	決済手数料
Q	PayPayを利用するのに手数料がかかりますか。
A	PayPayを利用して県税を納付する場合、手数料は必要ありません。ただし、スマートフォンのポケット通信料は自己負担となります。

No.17	電子マネー収納のメリット
Q	スマホ決済アプリを利用した納付のメリットはなんですか。
A	利用される方は、24時間、自宅や外出先から簡単にキャッシュレスで納付することができます。また、非対面で納付できますので、感染症予防対策としてもメリットがある他、納税通知書等に印字された個人情報等をコンビニ等の窓口で人に見られる心配もありません。

No.17	スマホ紛失
Q	PayPayを使用しているスマートフォンを紛失したが、どうしたらよいか。
A	警察に届け出ていただくとともに、スマートフォン通信会社にご連絡ください。

No.18	セキュリティ
Q	PayPayのセキュリティについて。
A	PayPayに登録されたお客様のデータは、PayPayプライバシーポリシーに則り、専用サーバー上で保管し、24時間365日体制で監視が行われています。(詳しい情報は、PayPayの専用ページ https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/privacy/?_ga=2.129093898.74774250.1618278763-561950899.1618278763 (外部サイトへリンク)をご確認ください。)